

Q&A

医師が患者からストーカー被害を受けた場合の対応は？

Q. 先日、当院の男性医師から、「患者から好意を持たれ、ストーカー被害を受けている。このまま診療を続けるのは怖い」との相談を受けました。私も院長として医師の力になりたいと思っているのですが、どのような対応をすべきでしょうか。警察に相談をすれば何かしてくれるでしょうか。尚、当方男性です。

A. まずは、医師と協議の上、事情の確認をすることが必要です。事情の確認ができ次第、警察へ相談することをお勧めします。その後は、患者に対する警告、診療拒否等、医師の安全に配慮した対応を検討すべきです。

好意の感情やそれが満たされなかっことに対する怨恨の感情を充足する目的によるつきまとい等の行為については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」といいます）という法律が存在していますので、警察に相談をすれば、警察による患者への警告や医師への援助が期待できます。

以下、順に説明していきます。

1. 医療機関としての対応

(1) 医療機関の安全配慮義務

職員を雇う立場にある使用者は、法律上「労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」（労働契約法5条）とされており、いわゆる安全配慮義務を負っています。ストーカー被害が続ければ、職員は強い精神的負荷を受けることとなります。場合によっては物理的な受傷被害に繋がるようなこともあります。そのため、使用者である医療機関は、職員である医師が安全に労働をできるよう、医師のストーカー被害について適宜必要な対応を実施しなければなりません。

(2) 事情の確認

まずは、医療機関において事情を確認する必要があります。

具体的には、医師から事情を聴取することや、医師の被害状況の裏付けを確認すること

(防犯カメラの録画内容の確認等)が考えられます。これらの確認を疎かにしたままで対応を進めると、患者に対する名譽棄損等に至ってしまう可能性もありますので、十分な確認を実施しましょう。なお、確認した内容は記録として残しておくことが望ましいと考えます。

また、事情の確認後は、早々に警察へ相談することをお勧めします。

(3) 患者に対する警告等

次に、ストーカー被害が確認できた場合には、警告を行う必要があります。

警告の主体としては、医師個人、医療機関の院長、または、警察が考えられます。医師個人が警告を行うことは望ましくありません。なぜならば、診察室において医師が患者と2人きりになる機会が少なくないことを考えると、被害を受けている医師が直接に警告することは容易でなく、直接に警告することによってストーカー行為が助長される可能性もあるためです。したがって、患者に対する警告は、医師個人の立場で行うのではなく、医療機関の施設管理者である院長が行うべきです。また、院長自身がストーカー被害を受けている場合や、女性のみのクリニックにおいて医師が男性患者からストーカー被害を受けている場合等、院長からの警告が難しい場合は、当初から警察による警告を求めるこも有用です。

警告の方法や内容は、患者の個性や事案の特性に応じて柔軟に検討する必要があります。例えば、警告の方法には、口頭か書面か、手渡しか郵送か、普通郵便か内容証明郵便かといった選択肢があります。警告の内容にも、単純な注意にとどめる方法もあれば、ストーカー行為が続く場合の診療拒否を明示する方法もありえます。難しい判断となりますので、警察や弁護士等の専門家に相談することもご検討ください。

(4) 患者と医師を引き離す対応

ストーカー行為が続く場合には、患者と医師を引き離す必要が生じます。規模の大きな医療機関であれば担当医を変更する対応も検討できますが、診療科に複数の医師がいないような中小規模な医療機関では医療機関単位での診療拒否を念頭に置く必要があります。医師法19条1項は「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と規定しています(応招義務)、注意等を経てもなおストーカー行為が続くような場合、基本的には「正当な理由」があると考えられますので、診療拒否も念頭に置いた対応を検討すべきです。例えば、上述のように院長名による明確な警告を実施し、それでもなおストーカー行為が続くようであれば、実際に診療拒否

を考えるべきでしょう¹⁾。

ただし、個別の事情次第では、単純な診療拒否が奏功するとは限りません。状況が悪化する可能性や患者に対する名譽棄損等が問題になる可能性もあります。そのため、やはり個別の事情に応じた柔軟な対応を心がけてください。

2. 警察へ相談することの効果

一般に「ストーキング」と言われる行為の中でも、好意の感情やそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的によるつきまとい等の行為は、ストーカー規制法によって規制の対象となっています。警察に対し被害を受けた旨申し出れば（以下、申出をした個人のことを「被害申出者」といいます）、警察や公安委員会による対応が期待できますので、医療機関としては、医師に対し警察への相談を促す、または、医師とともに警察へ相談することが重要です。具体的には、次のような対応が想定されています。

まず、被害申出者は、警察署長等による援助を求めることができます（同法第7条第1項）、例えば、ストーカー被害を防止するための具体的な防犯対策の説明や、防犯ブザー等防犯グッズの貸し出しといった対応が実施されます。また、より実効的な動きとして、警察署長等が相手方に対し「ストーカー行為をやめなさい」との警告を発することもあり、被害申出者は、このような警告の実施を求めることができます（同法第4条第1項）。警告の方法としては、書面警告よりも口頭による指導警告が多いものとされていますが、警察の警告によって約9割の行為が止まっているという報告もあり、十分な効果が期待できます^{2) 3)}。さらに、公安委員会が相手方に対し「その行為をやめなさい」と禁止命令（同法第5条第1項）を実施することもあり、相手方が禁止命令等に違反した場合には、最終的な罰則が重くなります（同法第19条）。警告や禁止命令等の実施の有無は、被害申出者に通知されることになっていますので、被害申出者は遅滞なく警察の動きを確認することができます。

このように、ストーカー被害に関しては、制度上、警察における柔軟な対応が想定されますので、躊躇せず警察に相談することが賢明です。

【参考文献】

- 1) 「患者から訴訟提起された場合に診療を拒否したことが適法とされた事例」（弘前簡易裁判所平成23年12月16日判決）

- 2) 「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」(平成 26 年 8 月 5 日 : ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会)
- 3) 「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」(令和 3 年 1 月 : ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会)
- 4) 「ストーカー規制法」(警視庁ホームページ)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ ストーカー加害者の再犯リスクに関する分析 - 再犯防止推進のために -**
- ・ 中学生向けの ICT を活用した性暴力予防と対応のための教育**
- ・ (21) 業務で得た情報を通報するのは守秘義務違反?***

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。